

令和 7 年度宇城市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、宇城市建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震シェルター工事を行う者に対する補助金の交付に関して、予算の範囲内で宇城市補助金等交付規則（平成 17 年宇城市規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要綱に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 申請者 補助事業を行い、補助金の交付を受けようとする者で、市税を滞納していないものをいう。
- (3) 戸建て木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第 184 号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 項第 1 号に示される方法
- (5) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- (6) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う、上部構造評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とするための工事をいう。
- (8) 建替え設計 原則として同一敷地内で、既存の戸建て木造住宅 1 棟すべてを解体し、住宅を新築する工事の計画策定を行うことをいう。
- (9) 建替え工事 建替え設計に基づいて行う工事をいう。
- (10) 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する工事をいう。
 - ア 他都道府県における評価委員会等の第三者機関による評価を受けたもの
 - イ 国土交通大臣又は公的機関の試験等によりその性能が評価されたもの

ウ 市長が同号ア又はイと同等以上と認めたもの

- (11) 設計者 耐震改修設計を行う建築士で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）をいう。

イ 同号アに該当する者のほか、市長が認めた者

- (12) 工事監理者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理を行う前号に規定する者をいう。

- (13) 施工者 耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を施工する者をいう。

- (14) 高齢者等 次に掲げるいずれかの者又は世帯をいう。

ア 高齢者（65歳以上）

イ 直近の年度の個人市・県民税（住民税）が課税されていない世帯

ウ 障がいのある者で市長が認めるもの

（補助金の交付対象）

第3条 当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額等は別表第1に定めるとおりとする。なお、算出した補助金の額に、小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- 2 この要綱に基づく補助金の交付は、本要綱又はほかの要綱に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがないものに限る。

（交付申請）

第4条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならないものとする。

- 2 前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（契約締結及び事業着手）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。ただし、耐震改修工事に関する契約は、第13条第3項の耐震改修設計完了確認通知を受けた後に行うこととする。

（変更申請）

第7条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第5号）に変更の内容の分かる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならないものとする。

- 2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により補助事業者に通

知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第7号）により市長に届け出なければならないものとする。

2 市長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（完了期日の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第8号）により市長に報告し、その指示を受けなければならないものとする。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならないものとする。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告しなければならないものとする。

（遂行命令）

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修設計完了の報告）

第13条 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助対象となる者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告（及び補助金交付変更承認申請）書（様式第9号）に別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならないものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、前項の申請書に変更の内容の分かる書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を得なければならないものとする。

3 市長は、提出された第1項の報告書及び前項の申請書の内容を審査し、その結果を耐震改修設計完了確認（及び補助金交付決定変更承認）通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修工事の着工）

第14条 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助事業者は、前条第3項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

（完了実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第11号）に別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならないものとする。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第13号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第17条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならないものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第16条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- (1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第8条第2項若しくは第3項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第16号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（関係書類の管理等）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないものとする。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならないものとする。

（完了後の報告等）

第21条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は申請者に対して報告を求めることができる。

（補則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。